

広報  NO.61

いっしょ

9月号

スポーツの秋……ママさんバレー練習風景

秋の交通安全 道民総ぐるみ運動

秋の交通安全道民総ぐるみ運動が実施されます。

この運動は九月二十二日から十月一日までの十日間実施されます。この運動は、全国統一運動として国民総参加のもとに、歩行者も運転者も陸上交通に関係のあるすべてのかたに、交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底をはかることを目的としています。

また、この運動は、歩行者事故とくに、子どもと老人の事故防止をするため、「スクール・ゾーン」の拡充（とくに子供の交通安全の確保をはかる特定地域）と「交通安全指導の強化」を最重要点とし



交通ルールの無視が、このような悲惨な事故につながっている

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金の贈与要綱が制定

交通事故による死傷者は依然として多発していることから、交通事故被害者の救護は人命尊重の上からも瞬時をゆるがせないものである。この度道においては、交通事故による負傷者を、自費の車で医療機関へ搬送した、善意の協力者

交通事故に対して報償金を贈ろうとするもので、交通事故による負傷者の救護活動の促進を図るため、「交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱」を制定し、昭和四十七年八月二十日から実施することとなりました。

搬送者で報償金を受けようとする者は、負傷者を搬送した医療機関、警察署、警察官派出所、警察官駐在所等に備え付けてある搬送者カードに必要事項を記載し、当該交通事故の発生地を管轄する警察署長に申し出ること。警察署長はこの申し出に基づき報償金の贈与の適否を決定します。

報償金の額は、搬送行為一件につき、二、〇〇〇円です。
報償金は警察署長が郵送その他の方法によって贈与します。

ストーブによる火災をなくそう

これからは、ストーブなどの暖房器具を取り付ける時期となり、寒冷地特有の火災発生の危険期に入ります。昨年の火災件数は、二千六百四十二件で、そのうち建物火災は、二千七百七十一件におよび、暖房の必要な時期（九月～四月）に七五％（千六百九十九件）も発生しています。原因は「ストーブ」によるものが圧倒的に多く、三百五十八件、次いで「タバコ」「火あそび」「煙突・煙道」の順になっています。ストーブや煙突による火災をなくすため、次のことに十分注意してください。

- 一、ストーブや煙突の位置および構造は、鹿部村火災予防条例に規定されていますが、特に次のことに注意してください。
 - (一) ストーブや煙突の故障や破損がないかを確かめること。
 - (二) ストーブは周囲の壁や可燃物から六十センチメートル以上離すこと。
 - (三) 煙突は壁や天井から三十センチメートル以上離し、軒から十五センチメートル以上、屋根から六十センチメートル以上の高さにする。
 - (四) 石油ストーブの分解掃除や整備は、未経験者が行なうことは危険なので、最寄りの専門店などに依頼すること。
- 二、灯油をはじめ燃料は安全な場所に保管すること。
 - 一、灯油をドラム缶（一本二〇〇リットル）以上貯蔵する
- 三、負傷者の親族
- 四、その他報償金を贈与することが適当でない認められる者

場合、最寄りの消防機関へ届け出る。三、石油ストーブのタンクに給油するときは、火を消してから入れること。

村民交通傷害保険 新規加入について

村民交通傷害保険については皆さん既に存じの事と思います。当村の前回における加入率は一六〇人で三・三％とかなり低い状態です。交通安全の発達に伴い、年々増加する交通事故に備え家族ぐるみで加入いたしましょう。尚、既に加入している方も九月三十日で保険契約期間が満了となりますので、引き続き加入希望する方、及び新規加入する方は保険料一八年間四八〇円（月割四〇円）と印鑑持参の上役場総務課へおいで下さい。

内容は次のとおりです。

- 一、加入資格 当村に住んでいる方及び当村へ通勤している方。
- 二、保険金が支払われる場合 日本国内において車両（自動車バイク、自転車）に乗っていて衝突したり、つい落、てん覆したりした事故、又は、歩いていてこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした場合。
- 三、支払われる保険料
 - (1) 亡くなった時 五〇万円
 - (2) 失明したり、片手（片足）を失った時 三〇万円
 - (3) けがをして医師の治療を受けた時

治療期間によって八段階に分け最高 六万円
最低 二千元が支払われます。その他詳しい事は役場総務課へおたずね下さい。

すべての人に年金があたります

～国民年金に加入して幸せな老後を～

わが国では、国民のだれもが必ず年金制度は自営業者や農漁業などに従事している人たちが加入する国民年金、一般の勤め人が加入する厚生年金保険、船員が加入する船員保険、公務員などが加入する各種の共済組合など多数存在しています。また、これらの年金制度では老齢年金を受けられる条件として25年なり20年の資格期間を規定しています。

このため、職業をかえいくつもの年金制度に加入したような人は、年金制度に加入した期間を通算すれば、当然25年なり20年の期間があるにもかかわらず、それぞれの年金制度ごとの加入期間が25年なり20年ないため、いずれの年金制度からも老齢年金を受けることができないという場合があったわけです。しかしながら昭和36年に通算年金制度が創設されてからは、いろいろの年金制度に加入していた期間が、それぞれの年金加入期間を合算して25年なり20年以上ある場合には、年金が受けられることになりました。

その主な具体例を示しますと次のようになります。

▷ 国民年金のあらまし

国民年金は、農業や漁業にたずさわっている人、自分で商売をしている人、勤め人の奥さんなどがお年寄りになったとき、病気やケガで働けなくなったとき、あるいは一家の働き手をなくしたときに年金を支給するという制度です。現在、北海道で109万人と多くの方が加入しており、20歳以上の道民3人のうち1人は加入していることとなります。

(1) 強制加入対象者

会社や官公庁などに勤めていない方（厚生年金保険、共済組合などの公的年金制度に加入していない人）で20歳以上60歳未満の人は必ず加入しなければなりません。

(2) 希望により加入できる人

勤め人の奥さん（厚生年金保険、共済組合などの公的年金制度に加入している人の妻）で20歳以上60歳未満

▷ いろいろの年金があたる

の方は希望により加入することができます。

(3) 加入の手続き

村役場の年金係に申し出てください。

(4) 保険料はいくらか

一月 550円ですが、保険料は毎月納める方法と3カ月なり、年を単位にまとめて納める方法があります。

加入した人には村役場から納付書が送られてきますので、それによって納付してください。

▷ 所得比例制に加入すると……

国民年金には、もっと多くの年金を受けたいという希望をもっている人たちのために所得比例年金の制度は、通常の国民年金保険料 550円のほかに、所得比例保険料を上積みして納めた人には、通常の老齢年金とは別に所得比例保険料を納めた期間に応じて年金が加算されるという仕組みのものです。

(1) 強制加入対象者

農業者年金制度に加入している人は必ず加入しなければなりません。

(2) 希望により加入できる人

所得のある人は、希望すればだれでも加入することができます。

(3) 保険料はいくらか

一月 350円ですが、通常の保険料 550円と合せて一月 900円を納めることとなります。

(4) 加算される年金額はいくらか

イ. 25年納付の場合

5万 4,000円

受ける年金額合計15万円＝通常分9万 6,000円＋所得比例分5万 4,000円

ロ. 40年納付の場合8万 6,400円受ける年金額合計24万円＝通常分15万 3,600円＋所得比例分8万 6,400円

年金の種類	かけ金期間	こんなときに	年金額
老 齢 年 金	本人が25年以上	65歳になったとき	96,000円 ～ 240,000円
通 算 老 齢 年 金	すべての年金制度の期間を合せて25年以上	65歳になったとき	かけ金月数× 320円
障 害 年 金	本人が1年以上	ケガとか重い病気で心身障害者になったとき	1級： 132,000円 2級： 105,600円
母 子 年 金	妻が1年以上	夫が死亡し、母子世帯となったとき	} 100,800円
準 母 子 年 金	姉か祖母が1年以上	働らき手を失った祖母か姉が、孫や弟妹のめんどうをみているとき	
遺 児 年 金	父・母が1年以上	みなし児になったとき	
寡 婦 年 金	夫が25年以上	老齢年金を受ける資格のある夫と死別したとき	夫の受けるべき年金の半額

※国民年金で知りたいこと、わからないことがありましたら気軽に村役場でおたずねください。

犬の放し 飼いをやめよう

最近、野犬による苦情が大変多くなりまして。

畑を荒す、工場を荒す、子供を噛む、などの犬が多くなりました。これらの犬は群をなして歩き、中には首輪をつけた飼犬もおります。飼犬は必ず小屋にクサリなどで離れないようにしておきましょう。いくら飼犬であっても野放しにされていますと、野犬とみなされ、捕獲又は毒殺されますのでご

注意下さい。村では、これら野放しの犬をなくするため毒入りの餌を村内にまいております(天カマ等)ので、子供さんをお持ちの家庭では充分気をつけて下さい。
毒餌は午後四時過ぎにまき、朝回集に廻ります。
野犬でお困りの方は、役場民生課まで連絡して下さい。

遊漁者の 皆さんに注意

水産動植物の採捕については、漁業者以外の方々は、竿釣、網口と網の最長部が四十七センチメートル未満のたも網及び徒手採捕による漁具、漁法しか認められておりません。

分ご注意ください。
なお、漁業者は、組合で協議のうえ、漁業秩序を図っており、密漁防止のために浜を巡回していますので違反をしないようみんななで気をつけましょう。

しかし、第一種共同漁業権として知事の免許を受けているこんぶ、わかめなどのそう類及びあわび、つぶ、ほたて、うに、ほっき、あかがい等の貝類は、漁業者以外の方々は認められている漁具漁法であつても採捕することができません。
もし、採捕したときは、漁業権の侵害として告訴され、罰金刑に処せられる場合がありますので十

村の人口

総数 4,901人
男 2,423人
女 2,478人
世帯数 1,062

(昭和47年8. 31日現在)

昭和四十七年度後期 技能検定試験の実施

有資格者は全員受けましよう

これは、産業界の要請に応え、技能者の技能水準を向上し、もつて個別企業はもとより、広く産業の発展と技能者の社会的経済的地位の向上をはかることを目的として実施する国家試験で、つぎのとおり実施します。

- ▽試験職種 工場板金、建築板金、寝具製作、ガラス施工、建築大工、鉄筋組立てなど五十七職種
 - ▽受付期間 十月二日から十月十六日まで
 - ▽試験期間 昭和四十八年一月から三月までの指定する日
 - ▽試験 実技及び学科
 - ▽受験申請書の提出先 函館市職業訓練センター(旧跡)(電話二三局二七六九) 函館市末広町四の十九市分庁舎内。
- その他詳細については、センター、渡島支庁商工労働課、村役場、商工会におたづね下さい。

郵便局だより

アツと驚く!!

九分〇厘九毛の高利回り
簡易保険の保険料払込には、前納払込という制度があることをご存じでしょう。

保険料をまとめて払込になると、その払込期間に応じて保険料を割引くサービス制度で、六ヶ月分づつ払込むとこれが利回りは、なんと九分九毛にもなります。

お好みのコースを 選んで下さい!

(毎月保険料 5,000円の場合)

コース別	割引額	利回り
6ヶ月コース	2,500円	9分0厘9毛
1年コース	5,000円	9分0厘9毛
4年コース	25,000円	1割1分6厘2毛
5年コース	35,000円	1割3分2厘0毛

道内では
大沼保養センター
(十一月オープン予定)
洞爺保養センター
十勝川保養センター
層雲峡保養センター
このほかに道外にも多くさんありますので、ご利用の場合は郵便局窓口でお尋ね下さい。
◎災害はあなたを
避けるでしょうか?
めまぐるしい現代の社会で、災害はいつ起きるかわかりません。自分に限って誰れもが思いがちですが、交通事故だけでも毎日何百人も死亡しております。あらゆる災害に備えて、わずかな掛金ですむ傷害特約簡易保険に加入しておきましょう。
傷害つき簡易保険は
◎三倍保障です。
◎不慮の事故のときは傷害保険金を支払します。
◎不慮の事故で入院したときは入院保険金を支払います
入って安心
傷害保険

豪華な簡易保険の ホテルが利用できます

簡易保険の加入者は、すばらしいホテル(簡易保険保養センター)を、極めて安い料金で利用できます。

